

愛知県インドネシアサポートデスク

税務調査に関する新規則について

ニュースレター(第 11 号)2025 年 3 月 31 日

本ニュースレターは、「令和 6 年度 愛知県インドネシアサポートデスク運営業務」を受託しております太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社(以下、「グラントソントン」といいます。)(担当: 荘林・前村・若林)よりお送りしております。

このメールは、「愛知県インドネシアサポートデスク」(以下、「サポートデスク」といいます。))が実施したセミナー及び名刺交換会にご参加登録頂いた皆様、及びサポートデスクをご利用頂いた皆様宛にお送りしております。

■□■インドネシア関連情報のご案内■□■-----

➤ はじめに

2025 年 2 月 14 日、財務大臣は財務大臣規則 2025 年第 15 号(PMK-15)を発行し、税務調査に関する手続等について一部変更を行いました。

そこで、今回のニュースレターでは、PMK-15 で規定された項目のうち、従来から変更された項目についてお伝えします。

➤ PMK-15 について

PMK-15 は、政府規則 2022 年第 50 号(PP-50)の追加規則として発行されたものになります。PMK-15 の制定は、財務大臣規則 2013 年第 17 号(PMK-17)

に規定された税務調査手続に関する従来の規則を廃止するものであり、財務大臣規則 2021 年第 18 号(PMK-18)によって数回にわたり改正されています。

PMK-15 の制定に伴い、以前の財務大臣規則における税務調査に関する規定と比べ、大きく変化したいくつかの項目について以下に記述します。

➤ PMK-15 における税務調査の種類

旧規則における税務調査の種類は、実地税務調査と署内税務調査に区別されていましたが、PMK-15 における調査は、包括的税務調査(Pemeriksaan Lengkap)、重点的税務調査(Pemeriksaan Terfokus)、特定税務調査(Pemeriksaan Spesifik)の 3 種類に分けられます。

種類	内容
包括的税務調査 (Pemeriksaan Lengkap)	税務申告書および/または課税対象通知書に記載された全ての項目について、納税義務の履行状況を詳細に検査する税務調査
重点的税務調査 (Pemeriksaan Terfokus)	税務申告書及び/又は課税対象通知書に記載された 1 つ又はいくつかの項目に重点を置き、納税義務の履行に遵守しているかを深く検査する税務調査
特定税務調査 (Pemeriksaan Spesifik)	税務申告書及び/又は税務目的通知書に記載された 1 つ又はいくつかの項目、データ、又は特定の税務義務に限定して、簡易な方法で実施される納税義務の履行状況を検査する税務調査

➤ **税務調査の期間**

税務調査の種類の違いは、税務調査の期間にも影響します。従来の規定では、税務調査期間は、実地税務調査が最長 6 ヶ月、署内税務調査が最長 4 ヶ月と区別されており、一定の条件下で延長が可能でした。

PMK-15 の発行により、税務調査期間はその種類によって以下のように区別されることになりました。

税務調査の種類	税務調査期間
完全税務調査	5 ヶ月
重点的税務調査	3 ヶ月
特定税務調査	1 か月

➤ **税務調査指摘事項通知書(SPHP)の回答期間の短縮**

従来の規定では、納税者が SPHP に対して回答書を提出できる期間は、納税者が SPHP を受領した日から 7 営業日以内であり、3 営業日延長することができました。しかし、PMK-15 では、SPHP を納税者が受領した日から最大 5 営業日となり、延長することができなくなりました。

➤ **税務調査結果の最終検討期間の短縮**

PMK-15 では、税務調査の結果の最終検討の期間も短縮されています。従来の規定では、最終検討の期間と報告期間は、SPHP が納税者に提出された日から税務調査結果報告書が提出される日までの最長 2 ヶ月とされていました。しかし、PMK-15 では、SPHP が納税者に提出された日から税務調査結果報告書が提出される日までの期間が、最大 30 営業日に短縮されました。

➤ よくある質問と回答

Q1：PMK-15 はいつから適用されるのか。

PMK-15 は、2025 年 2 月 14 日からの、税務調査開始通知書(Surat Pemberitahuan Pemeriksaan/SP2)が交付される税務調査に対して適用されます。

Q2：PMK-15 の発効に伴い特に留意すべき点は何か。

本文でもお伝えしましたが、下記 2 点に関しては、PMK-15 の発効に伴い、従来設定されていた期限が短縮されていることから、日本人マネジメントとしては、特に注意を払う必要があります。

- 税務調査指摘事項通知書(SPHP)の回答期間の短縮
- 税務調査結果の最終検討期間の短縮

以 上

■ □ ■ 発行情報 ■ □ ■ -----

■ 発行元

令和 6 年度愛知県インドネシアサポートデスク運営業務受託：
太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社
URL: <https://www.grantthornton.jp/aboutus/advisors/>

(東京事務所)担当：公認会計士 前村 浩介、公認会計士 若林 未絵
〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-2-7 赤坂 K タワー18 階
電話 03-6434-0729/FAX 03-5785-4132

(名古屋事務所)担当：公認会計士 花輪大資
〒451-6025 愛知県名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー25 階
電話 052-569-5605/FAX 052-569-5606

■ 配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更、その他のご質問は
下記連絡先にご連絡下さい。

愛知県インドネシアサポートデスク 莊林健太郎(Kentaro Sobayashi)
Phone: +62-(0)21-5795-2700 (Ext.1201)(Indonesia)
Email: aichi.indonesiadesk@jp.gt.com